

養護者による高齢者虐待対応マニュアル

(関係機関用)



「高齢者虐待防止法」



上天草市ホームページ

「高齢者を虐待から守りましょう」

令和7年4月

上天草市

《目次》

はじめに	2
1. 高齢者虐待防止法について	3
2. 養護者による高齢者虐待について	3
(1) 高齢者のとらえ方	3
(2) 養護者のとらえ方	4
(3) 高齢者虐待の類型	4
(4) 高齢者虐待の深刻度	6
(5) 高齢者虐待のリスク要因	7
(6) 通報義務について	8
3. 高齢者虐待の対応の流れ	
(1) 通報・届出の受理	9
(2) 初回相談の内容の共有と事実確認を行うための協議	9
(3) 訪問による事実確認のための調査	9
(4) コアメンバー会議	11
(5) 対応方針に沿った対応の実施	13
(6) モニタリング	14
(7) 個別ケース検討会議	14
(8) 評価会議と終結	15

はじめに

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、高齢者の虐待対応は市町村が第一義的責任を負うものとされています。

上天草市（以下「市」という。）においても、高齢者の権利利益の擁護のため、高齢者ふれあい課（上天草市地域包括支援センター）がその対応にあたっており、虐待の通報から対応、虐待終結後の支援に至る様々な場面で、関係機関の協力を得ながら進めてきました。

一方で、高齢化率が年々上昇し、家族の在り方が変化している中で、高齢者虐待は増加傾向にあります。このような中においても、高齢者を虐待という権利侵害から守り、利益を擁護するため、迅速かつ円滑に対応する必要があり、そのためには、より一層の関係機関との連携強化が必要になると考えています。

本マニュアルは、市における虐待対応の流れを基本に、関係機関の協力を必要とする場面や重要点について記載しています。御一読の上、実務に御活用いただければ幸いです。

1. 高齢者虐待防止法について

法には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置や養護者に対する支援措置について重点的に規定されており、決して虐待を行った養護者を罰することを目的とした法律ではないことに留意が必要です。

また、高齢者虐待の定義や通報義務などを定めるだけでなく、福祉・医療関係者にも高齢者虐待の早期発見、虐待防止のための啓発活動及び高齢者の保護のための施策に協力するよう求めています。

2. 養護者による高齢者虐待について

(1) 高齢者のとらえ方

「高齢者」とは、法では「65歳以上の者」と定義されています。(法第2条第1項)

① 65歳未満の者への虐待について

介護保険法では地域支援事業の一つとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」(介護保険法第115条の45第2項第2号)の実施が、市町村に義務づけられています。第2号被保険者であっても虐待が生じている場合は支援します。

ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障がい者に対する虐待は、障害者虐待防止法での対応が基本です。

② 65歳以上の障害者への虐待について

「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれかの支援の対象にもなります。この法律の間に優劣関係はありません。福祉課と連携のうえ、非虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります。

③ 養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

法が対象とするのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合、(お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等)、法の対象外となります。基本的には「DV防止法」や刑法等により対応することになります。「DV防止法」では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、法律の優先劣後の関係性がないことから、事案に応じて関係課と協議します。

(2) 養護者のとらえ方

「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」をいいます。(法第2条第2項)

具体的には、身辺の世話を必要とする高齢者に対して、金銭や自宅の鍵の管理、食事の世話や介護等、何らかの世話をしている者が養護者に該当します。家族、親族、同居人等が該当すると考えられますが、同居していなくても、親族・知人等が該当する場合があります。

また、経済的虐待については、養護者に該当しない者であっても高齢者の親族であれば、虐待の主体となります。

※通報時には、虐待をしている疑いのある者が「養護者」であるかどうかは問いません。

市が行う虐待の事実確認調査の中で、「養護者」であるかどうかの確認を行います。

※セルフネグレクトについて

セルフネグレクトは、養護者から虐待を受けているわけではないため、法の対象とはなりません。

しかし、生命・身体に重大な危険が生じるおそれがある場合などには、法に準じて対応することがあります。

(3) 高齢者虐待の類型

養護者による高齢者虐待とは、高齢者の権利利益が侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることをいい、「身体的虐待」「介護・世話の放任・放棄」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類に分けられます。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

〈具体例〉

- ・ 平手打ちをする、物を投げつける
- ・ 高齢者を移動させる時に無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる
- ・ 身体を動かせないように拘束する、外から鍵をかけて閉じ込める

③ 介護・世話の放置・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

〈具体例〉

- ・ 徘徊や病気の状態を放置する
- ・ 水分や食事を与えられず空腹状態が長時間継続している
- ・ 髪や爪が伸び放題である、衣服や寝具が汚れたままの状態が継続する
- ・ 同居人等が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する

※養介護施設の管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠ることは、養介護施設従事者等による虐待（介護・世話の放棄・放任）にあたります。

② 心理的虐待

高齢者に対する著しく暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〈具体例〉

- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・ 見下して子どものように扱う
- ・ 排泄の失敗や食べこぼしを嘲笑する、それを他者に話して恥をかかせる

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

〈具体例〉

- ・ 性行為を強要する、わいせつな映像や写真を見せる
- ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

⑤ 経済的虐待

養護者 又は高齢者の親族 が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

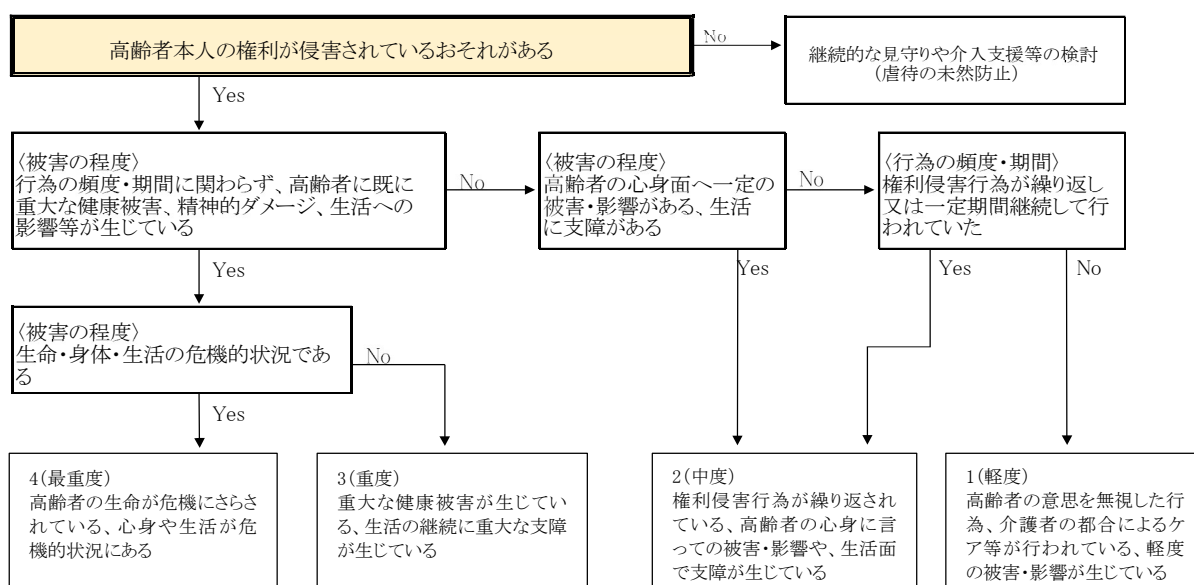
〈具体例〉

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・ 本人の年金を他の家族の生活費等にあてて本人の必要な支払いが滞る
- ・ 医療や介護サービスなどに必要な費用を支払わない

(4) 高齢者虐待の深刻度

高齢者虐待対応においては、以下のフロー図を用いて虐待の深刻度を判断しています。

通報・届出を行うか迷う場合は、判断材料の一つとして、まず高齢者の権利が侵害されていないかに視点を置きます。高齢者と養護者それぞれに虐待の自覚があるかは問いません。侵害のおそれがある場合は、早急に市に通報する必要があります。権利侵害の恐れがなくても、高齢者の置かれている状況や環境が不適切である場合や困難事例を抱え対応に苦慮している場合は、いつでもご相談ください。本当に虐待が行われているかを確認する必要はありません。



〈深刻度区分の例〉

	4(最重度)	3(重度)	2(中度)	1(軽度)
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為(重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等)	重大な健康被害(生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等)	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている(重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等)、戸外に放置等	健康問題が生じている(軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等)、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為(刃物等での脅し、自殺強要等)がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払いが滞ったり、必要なお金が使えない、借金(債務)を背負わされる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預貯金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

参照：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書
(令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会)

(5) 高齢者虐待のリスク要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因としては、次のようなものが考えられますが、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありません。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

高齢者側の要因

- ・ 認知症の症状 ・ 判断力の低下 ・ ADL（日常生活自立度）の低下
- ・ 障害（精神障害、高次脳機能障害、知的障害など）や疾病がある
- ・ 外部サービス利用に抵抗がある ・ パワーレス状態（無気力状態）
- ・ 養護者との依存関係 ・ 過去からの養護者との人間関係の悪さ、希薄

養護者側の要因

- ・ 介護疲れや介護ストレス ・ 介護力の低下や不足 ・ 障害や疾病
- ・ 精神状態が安定していない ・ 依存症（アルコールやギャンブルなど）
- ・ 理解力の不足や低下 ・ 認知症に関する知識がない ・ 性格的な偏り
- ・ 介護の協力者がいない ・ 過去からの高齢者との人間関係の悪さ
- ・ 収入不安定、無職 ・ 借金、浪費癖がある
- ・ 介護や介護負担軽減のためのサービスを知らない

家庭関係・環境要因

- ・ 経済的困窮、債務 ・ 家屋の老朽化、不衛生
- ・ 親族関係の悪さ、孤立 ・ 暴力の世代間・家族間連鎖
- ・ 家族の力関係の変化 ・ 介護の押し付け
- ・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・ 人通りの少ない環境
- ・ 高齢者に対する差別意識 ・ 認知症や疾病、傷害に対する偏見

その他の要因

- ・ ケアサービスの不足
- ・ ケアサービスのミスマッチ

(6) 通報義務について

○国民の責務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村の通報努力義務があり、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村へ通報する義務が課されています。(法第7条)

また、通報だけでなく、高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。(法第4条)

《通報先》

上天草市役所 高齢者ふれあい課（上天草市地域包括支援センター）

電話 0969-28-3378（直通）

※平日の夜間・早朝及び土日祝日の連絡先（緊急時）

上天草市役所松島庁舎 電話 0969-56-1111（代表）

○保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない（法第5条第1項）

さらに、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動や虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないとされており（同条第2項）、特に、高齢者の生活に身近な関係者からの虐待調査協力や情報提供は、虐待対応を円滑に進め、一刻も早く虐待を解消させるために必要不可欠です。

○通報者の秘密保持

通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。(法第8条)

特に、通報者が通報又は届出をしたことを絶対に知られたくないという場合、高齢者と養護者への事実確認におけるアプローチ方法については慎重に協議を行います。

3. 高齢者虐待対応の流れ

(1) 通報・届出の受理

市（上天草市地域包括支援センター）で高齢者虐待の通報・届出を受理します。

《ポイント》

○高齢者の権利侵害が疑われる場合には、すぐに通報・届出を！

→通報義務、通報努力義務（法第7条）

○相談者が虐待通報の意図をもって相談していなくとも、相談内容によって高齢者の権利侵害の疑いがあると判断し、通報・届出として受理する場合があります。

→通報者を特定させるような情報を漏らすことはありません。（法第8条）相談者、通報者にも配慮をしたうえで、高齢者虐待対応に当たります。

(2) 初回相談の内容の共有と事実確認を行うための協議

担当課内で通報内容を共有します。また、高齢者および養護者へいつ・どこで・どのようにアプローチして何を確認するのか、他機関から収集すべき情報は何かなど事実確認の方法を協議し、役割分担を行います。

《ポイント》

○通報事案について、どの虐待類型の疑いがあるか、事実確認の調査時に気を付けることは何かなどについても、組織的に慎重に検討しています。

○情報共有会議の際に緊急性が高いと判断した場合は、より一層、対応を急ぎます。

(3) 訪問による事実確認のための調査

事実確認のための訪問調査では、対応メンバーが聞き取り調査を行います。聞き取り時に面談者の主観が混じらないよう、2人1組で客観的事実を確認します。

高齢者虐待の有無の判断や対応方針の決定などのために、必要に応じて関係機関からも情報収集を行います。この時、関係機関は個人情報保護法第27条の例外規定に基づいて、高齢者および養護者の情報を市町村に提供することになります。

市町村においては、個人情報保護法第69条に基づき提供された個人情報を保管および活用します。

個人情報保護法の例外規定

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

→高齢者虐待防止法第9条第1項に基づく調査であり、該当する。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

→事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあり、該当する。

三 略

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

→市町村又は委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから該当する。

以下、各号略

《ポイント》

○情報収集や訪問調査は、高齢者の権利利益が侵害されていないかの「客観的事実」を確認するため、上天草市が複数人で役割分担をして行うものです。

○事実確認自体を関係者に依頼することはありませんが、高齢者や養護者の警戒心や不信感を取り除いて聞き取りをスムーズに進めるために、関係機関やケアマネジャーに同席を依頼することがあります。(法第5条第2項)

→高齢者や養護者との関係性の維持等が不安な場合等は、同席を断ることも可能です。

○高齢者や養護者へ「虐待」という言葉を使って訪問調査することはほとんどなく、別の理由をつけて訪問調査することが多くあります。上天草市が「虐待」の調査にあたっていることを、高齢者や養護者等に伝えないように、関係機関においては配慮をお願いします。

(4) コアメンバー会議

コアメンバー（担当課内）で会議を開き、事実確認で得た情報を共有したうえで、虐待の有無や深刻度、緊急性を組織的に判断します。

「虐待なし」と判断した場合は、対応事案の課題を整理し、課題に応じて権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援へ移行したり、関係機関窓口への引継ぎを行います。

「虐待あり」と判断した場合は、虐待発生の要因や課題を整理し、虐待解消に向けての対応方針を検討します。高齢者と養護者それぞれにどのような支援が必要か、虐待解消に向けて誰が、いつ、何を、どのように対応するか、関係機関（ケアマネジャー、介護施設、医療機関、警察など）へどのような協力依頼を行うかなどを事細かく明確に決め、役割分担を行います。

なかでも、高齢者に重篤な外傷や衰弱がみられたり、状況が切迫しており虐待の深刻度や緊急性が高い場合には、医療機関へつなぐ支援を行ったり、行政権限による「やむを得ない事由による措置」や「養護老人ホームへの措置」（原則として、本人の同意が必要）、「面会制限」等についてコアメンバーで判断し、即時対応できるよう段取りを決めます。

<やむを得ない事由による措置>

「やむを得ない事由」とは、虐待等を受けることにより、本人の意思に反して介護サービスの利用契約ができないことや、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合等のことを指しています。（上天草市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第2条）

以上の「やむを得ない事由」によって、介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村が職権により介護サービスを利用させることができるというものが「やむを得ない事由による措置」です。

「やむを得ない事由による措置」が必要と判断した場合は、市町村が受け入れ可能な事業所を早急に探し、介護サービスの利用や入所の調整を行います。

措置の際に養護者の同意は必要としませんが、高齢者の同意は事実上必要です。しかし、高齢者の判断能力が不十分な場合には措置が可能です。

「やむを得ない事由による措置」で利用可能なサービスは、訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護。老人福祉施設または地域密着型介護老人福祉施設への入所です。

＜養護老人ホームへの措置＞

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由（虐待含む）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難で、早急に保護する必要があるものに対して、市町村は養護老人ホームへの入所措置を講じます。

この場合にも、養護者の同意は必要としませんが、高齢者の同意は判断能力がある場合に事実上必要となります。

＜面会の制限と解除＞

法第13条では、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置と養護委託による措置の場合には、市町村長又は養介護施設長の判断のもと、養護者と高齢者の面会を制限することができると規定されていますが、養介護施設長が面会を制限する場合には、事前に市と協議することが望ましいと考えます。

面会制限の判断は、これまでの虐待の状況や養護者との面会で高齢者の心身へ悪影響が生じないか、養護者が高齢者を無理に連れ帰ろうとしないかなど、高齢者虐待防止と高齢者保護の観点からコアメンバーで慎重に協議をして決定します。ただ面会を制限するのではなく、面会制限を解除する要件や方法、定期的な評価時期についても決めます。

面会制限の解除についてもコアメンバーで判断を行い、面会する際の要件や段取り、役割分担などを明確に決め、高齢者の安全を確保しながら面会の場を設けるようにします。

また、虐待があり、高齢者の生活費等の金銭を適切に管理できる人がおらず、高齢者又は親族からの成年後見制度利用申立ても期待できない場合には、市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求の必要性について協議します。（法第9条第2項、老人福祉法第32条）

＜成年後見制度の市長申立＞

対象者は、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあり判断能力が不十分な者で、金銭管理、介護サービス等の利用契約手続き、成年後見制度の申立て等の協力ができる親族がいない者などです。

虐待対応では、経済的虐待を受けており養護者から高齢者の財産を守る必要がある場合やネグレクトがあり介護サービスの利用契約につなぐ必要がある場合に市長申立てを行うこととなります。

コアメンバー会議では上記判断のほか、事実確認ができない場合などに行政権限での「立入調査」の実施の要否についても判断します。（法第11条第1項）

<立入調査>

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるが、調査や介入を拒否されて高齢者の安全が確認できない場合に、市長は、担当課の職員に高齢者の居所に立ち入り、必要な調査をさせることができるというものです。状況に応じて警察へ協力依頼を行います。

《ポイント》

- 虐待の有無や深刻度、緊急性、行政権限による行使などについては、管理職を含めたコアメンバーで組織的に判断します。
- 高齢者を権利侵害から守るために、高齢者支援と養護者支援の二つの面から対応方針をコアメンバーで検討し、作成します。
- 高齢者の判断能力が大きく低下していない限り、高齢者の意思が尊重された対応方針となるようにします。行政権限による「やむを得ない事由による措置」「養護老人ホームへの措置」などについても、高齢者の意思に沿って権限行使します。

(5) 対応方針に沿った対応の実施

コアメンバー会議で決定した対応方針に沿って、虐待解消に向けた対応を実施します。対応時に気を付けることとして、高齢者の意思を無視した対応とならないよう、適宜、高齢者の意向を確認しながら高齢者の安心安全な生活に向けて支援を行います。

状況に応じて、関係機関へ協力を依頼することがあります。協力依頼する具体的な例としては、虐待解消のために在宅介護サービスの調整が必要な場合にケアマネジャーへ介護サービス調整依頼を行うことがあります。他にも、訪問介護事業所や通所介護事業所等へ高齢者の見守り継続と異変があった際に虐待対応メンバーへの早急な報告を依頼したり、やむを得ない事由による措置での介護サービス利用又は施設入所に関する協力依頼をしたりするなど、事案に応じて様々です。

また、高齢者だけでなく養護者の抱える課題が虐待発生要因の一つとなっている場合には、対応方針に沿って養護者支援を行います。法においても、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする規定されています。(法第14条第1項)

具体的な養護者支援の例としては、困窮している無職の養護者を、就労支援を行う関係機関へつなぎ就労に結びつけたり、金銭管理ができない精神疾患のある養護者へ成年後見制度利用のための支援を行ったり、養護者が介護の悩みを相談できる機関を紹介したりと様々です。

対応実施後は、すぐに虐待対応メンバーで実施内容を共有し、その後の対応の流れを協議します。

《ポイント》

- 高齢者の意思を尊重したうえで、安全確保や権利擁護などの支援を行います。
- 虐待解消に向けた対応では、関係機関の連携・協力が不可欠です。
- 虐待をしている養護者を罰するのではなく、養護者自身の課題解決に向けて支援を行います。

(6) モニタリング

虐待対応メンバーと関係機関の対応実施状況を随時確認します。そして、対応実施により高齢者および養護者の生活環境がどの程度整備されたか、虐待の対応方針を見直す必要はないかなどについて経過観察します。

虐待が解消していない場合は早急にケース会議を開き、虐待が継続的に解消している場合は評価会議を行います。

《ポイント》

- 対応方針に沿った対応が実施されているか、必ず確認します。
- モニタリング時に虐待の深刻度が上がった場合は、早急に対応方針を見直し、虐待解消に向けた対応を急ぎます。

(7) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議（上天草市虐待防止対策協議会設置要綱第8条）では、対応状況の共有、虐待発生要因と課題の再分析、虐待の解消に向けた対応方針の見直しと対応計画の策定を行います。

状況に応じて、高齢者や養護者と普段から関わりのある関係機関にも会議参加を依頼し、多様な視点から意見や助言を受けたうえで、虐待解消に向けて行政として対応すべきことと各関係機関が協力できることを協議します。

協議のうえ策定した対応方針・計画に沿って対応を実施し、虐待が解消するまで繰り返します。

《ポイント》

- 虐待が解消するまで何度も個別ケース検討会議を開き、課題分析と対応方針・計画の見直しを行います。
- 関係機関にも個別ケース検討会議の参加を依頼することがあります。

(8) 評価会議と終結

評価会議では、虐待対応の実施状況や行った対応が適切であったか、高齢者の安全が確保され権利が守られるようになったかを評価します。

虐待が解消されていない場合は、対応実施時に得られた新たな情報を整理し、虐待の発生要因や課題をさらに分析して対応方針・計画の見直しと実施を繰り返し行います。

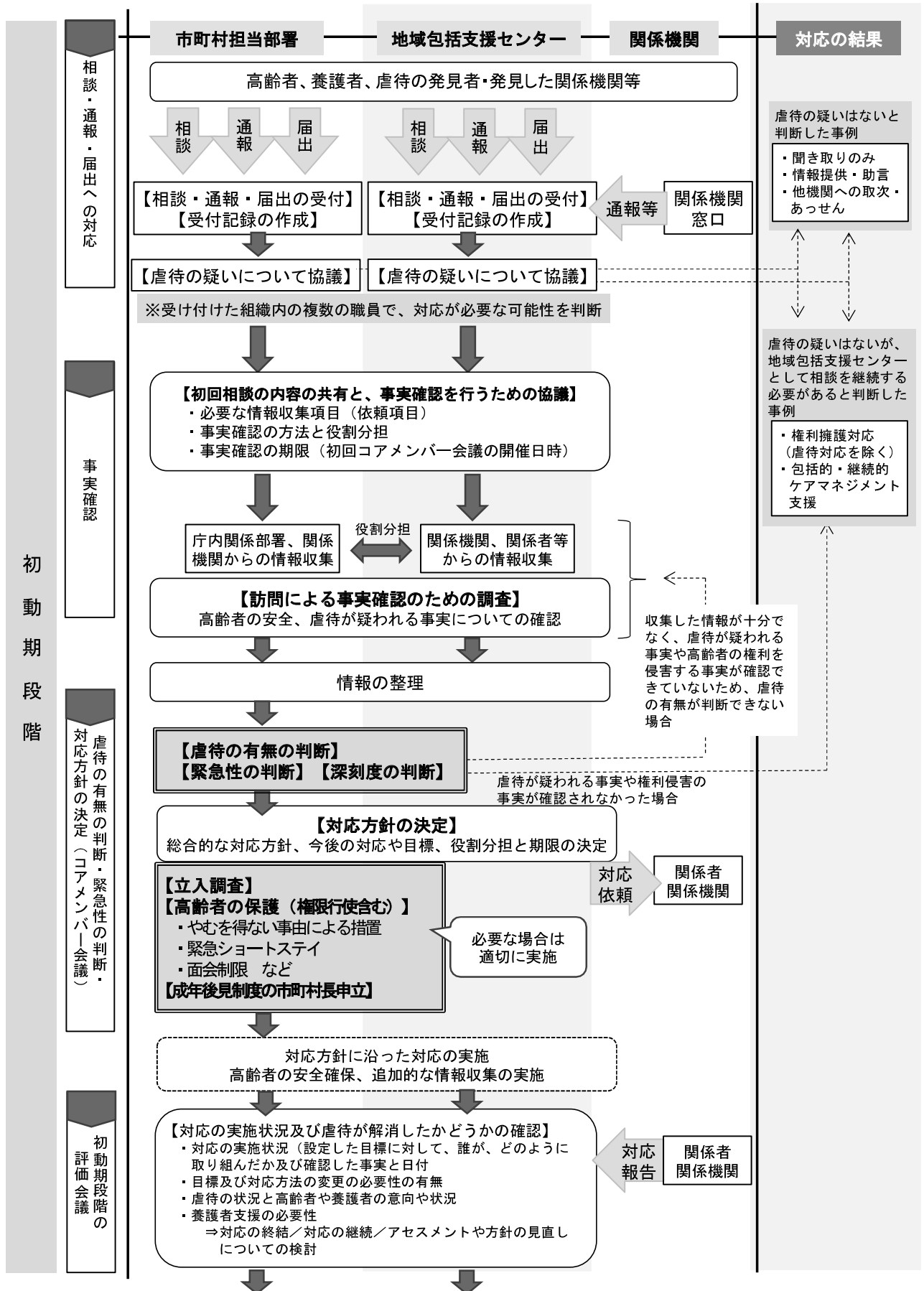
高齢者が施設に入所して安全が確保され、高齢者の生活が安定した場合や、在宅介護サービスの導入や調整により再発防止のための支援体制が整った場合など、継続して虐待が解消されていることが確認されれば、コアメンバーで評価会議を開催し、虐待対応の終結を判断します。終結と判断した場合には、他の支援制度での関与継続や関係機関への引継ぎを行います。

《ポイント》

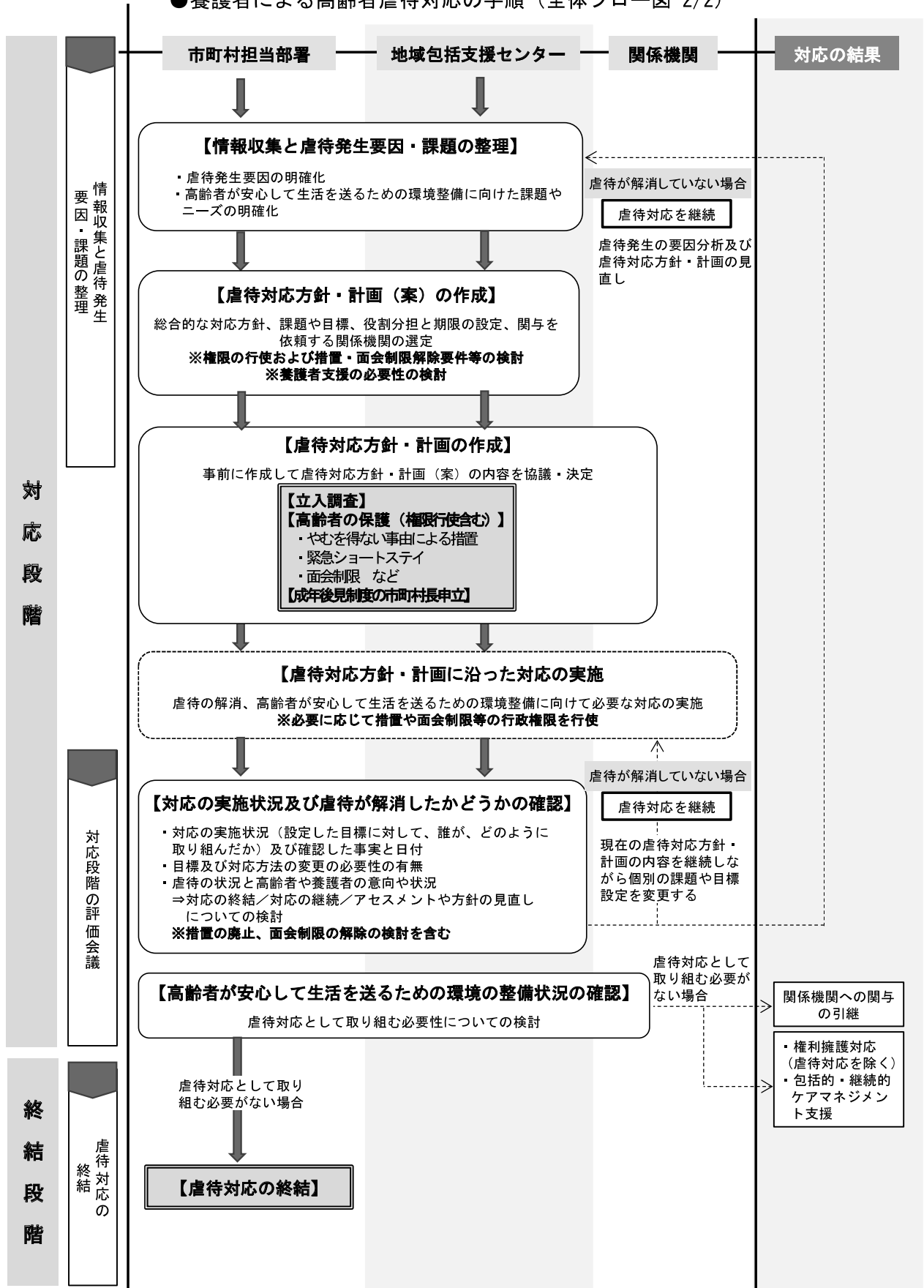
○虐待対応の終結は、高齢者の安全が確保されていることを十分に確認したうえで、コアメンバーで判断します。

○虐待対応は終結としても、その後の生活支援として関係機関への引継ぎ等行います。

●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 1/2）



●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）



出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 38-39. を基に作成。

【引用文献】

玉名市 医療・福祉関係者に向けた「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」

【参考文献】

・「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和 5 年 3 月厚生労働省老健局

・「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」令和 5 年 3 月 厚生労働省老健局

・「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業 報告書」令和 3 年 3 月 公益社団法人日本社会福祉士会